

奈良市建設工事等随意契約要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項に規定する随意契約によることができる建設工事等（建設工事及び草刈、剪定、樹木高木撤去業務委託その他工事に準ずる業務委託をいう。以下同じ。）について、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「規則」という。）第17条の2、第18条及び第18条の2に定めるもののほか、市が発注する建設工事等に係る随意契約の基準を定め、当該契約における事業者の選定や事務処理等において、統一性を確保することにより、契約の公正性、明朗性を確保しようとすることを目的とする。

(契約の原則)

第2条 この要領は、令第167条の2第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第7号の対象となる建設工事等の態様を例示したものであり、随意契約によることができる建設工事等は、この要領に例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この要領に示したものに該当するものは、直ちに随意契約にすべきとする趣旨ではない。

2 この要領に定めるところによる随意契約においては、契約の事務の公正性を保持し、個々の建設工事等ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断して決定するものとし、厳正な執行に努めなければならない。

(令第167条の2第1項第1号の基準)

第3条 令第167条の2第1項第1号の規定による予定価格の額として規則第17条の2第1号又は第6号に当たる契約において、見積書を徴取する事業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 奈良市に指名登録されている事業者であること。

(2) 地域性・施工性等については、原則として当該施工地近傍に住所を有する事業者で、かつ、過去にその業種に施工実績のある者から指名するものとする。

2 規則第17条の2第1号に当たる建設工事の見積書の提出は、規則第18条の2第1項の規定によるほか、次に定めるところによる。

予定価格		見積書の提出
20万円未満		1社又は1人
20万円以上	50万円未満	2社又は2人
50万円以上	130万円以下	3社又は3人

- 3 規則第17条の2第6号に当たる業務委託の見積書の提出は、規則第18条の2第1項の規定によるほか、次に定めるところによる。

予定価格	見積書の提出
20万円未満	1社又は1人
20万円以上 50万円以下	2社又は2人

- 4 前2項に規定する2社又は2人以上の見積書の提出における見積り合わせの手続は、別に定めるフロー（別紙1）及び各様式（第1号～第3号）によるものとする。
- 5 見積り合わせの予定価格及び最低制限価格は、奈良市公共工事等に関する随意契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱（平成19年奈良市告示第587号）の定めるところにより公表する。

（令第167条の2第1項第2号の基準）

第4条 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとは、次に掲げるとおりとする。

- （1）特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないもの
- ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
- イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器類等の新設、増設補修等の工事
- エ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- （2）施工上の経験、知識を特に必要とする工事又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるもの。
- ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当試験施工者に施工させなければならない本工事
- イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器類等の増設、改修等の工事
- ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
- 2 見積書の提出は、前項第1号又は第2号のいずれかに該当する指名登録業者で工事に関する技術、経験、知識等を保有する1社又は1人とする。
- 3 建設工事等主管課長は、契約前に奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領第12条の規定に基づく審査を受けるものとする。

(令第167条の2第1項第5号の基準)

第5条 緊急の必要により競争入札に付することができないときとは、緊急に施工しなければならない工事等であって、競争入札に付する時間的余裕がないもので、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害の未然防止のための応急工事又は突発的事故により発生した修復工事

ア 河川水路等の閉塞等に伴う通水確保並びに護岸崩壊による二次災害防止のための工事

イ 道路陥没等に伴う通行の安全確保のための工事

ウ 下水道管渠等の閉塞、陥没及び処理場、ポンプ場等の破損による修復工事

エ 公園及びその敷地にかかる施設の安全確保のための工事

(2) 電気、機械設備等の故障に伴う処理場、ポンプ施設等で突発的に発生した故障、破損等にかかる工事で急を要する工事

(3) 市の管理する建物等並びにその敷地にかかる施設で突発的に発生した修復工事及び施設の改修、附帯設備工事で急を要する工事

2 見積書の提出は、前項のいずれかの工事に該当し、緊急時に対応できる指名登録業者で、かつ、施工実績を有する1社又は1人とする。

3 前項の規定にかかわらず、災害時にあっては、見積書の徴取を省略することができるが、災害地における維持工事の実施状況、協定の締結状況、事業者の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定するものとする。

4 建設工事等主管課長は、概ね契約後に奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領第12条の規定に基づく審査を受けるものとする。

(令第167条の2第1項第6号の基準)

第6条 競争入札に付することが不利と認められるときとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 現に契約履行中の施工業者に履行させることによって、工期の短縮、経費の節減が確保できると認められるもの

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事

イ 本工事と密接に関連する附帯的な工事

(2) 前工事に引き続き施工される工事であって、前工事の施工者に施工させることによって、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できると認められるもの

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として、完成してはじめて機能を発揮できるものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が必要とされる工事

- イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事に施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全、円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるもの
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事
- 2 見積書の提出は、前項各号のいずれかに該当する指名登録業者で工事に関する工期の短縮及び経費の節減等が見込める 1 社又は 1 人とする。
- 3 建設工事等主管課長は、契約前に奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領第 12 条の規定に基づく審査を受けるものとする。

(令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の基準)

第 7 条 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- 2 見積書の提出は、前項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する指名登録業者で工事に関する品質又は性能等が他のものと比較して問題なく、かつ、時価に比して著しく有利な価格であるか否か比較検討する必要から、2 社又は 2 人以上とする。
- 3 前項に規定する 2 社又は 2 人以上の見積書の提出における見積り合わせの手続は、別に定めるフロー（別紙 1）及び各様式（第 1 号～第 3 号）によるものとする。
- 4 建設工事等主管課長は、契約前に奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領第 12 条の規定に基づく審査を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

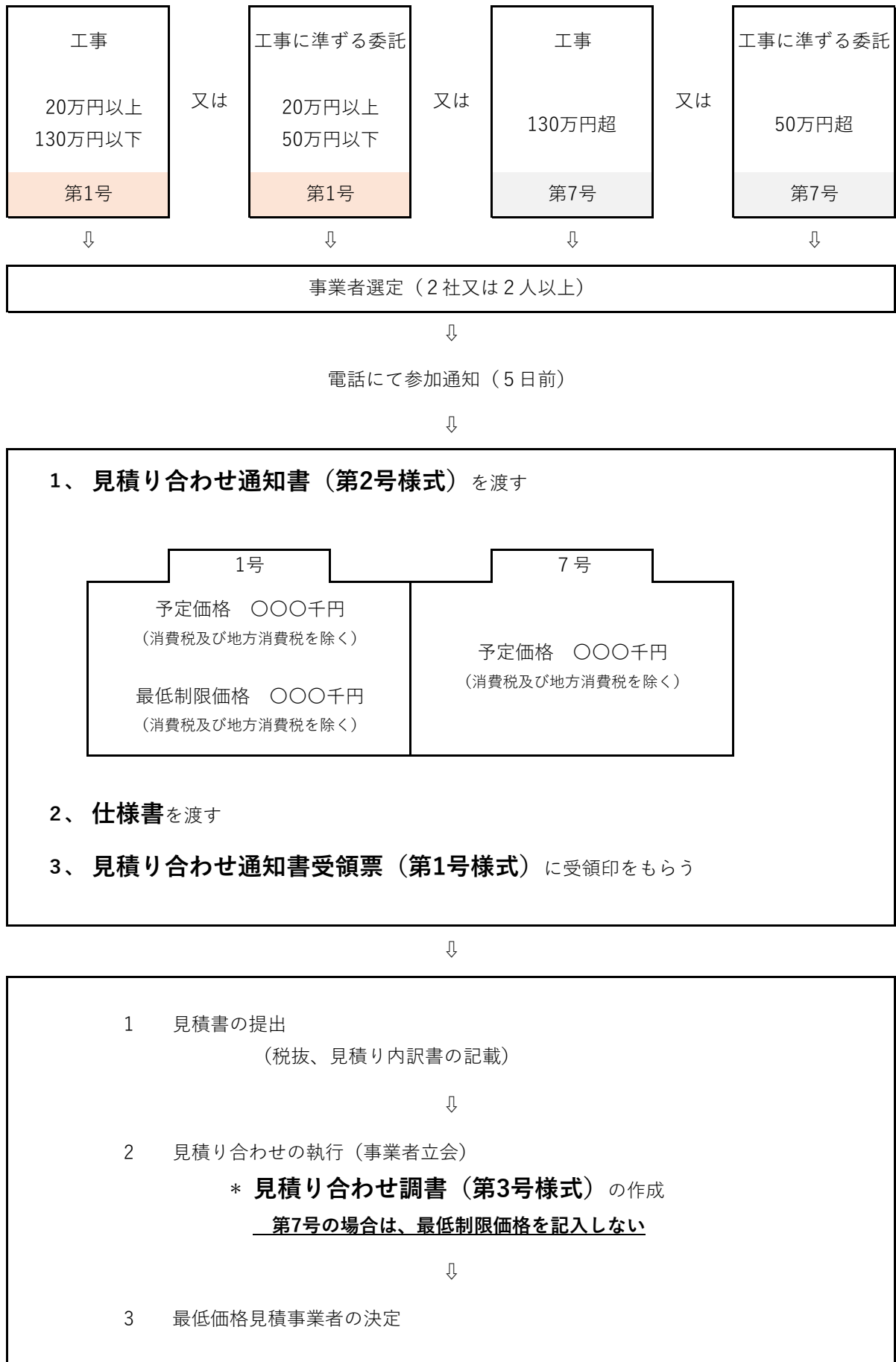
この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年３月１日から施行する。

(別紙1)

【 見積り合わせフロー 】



第1号様式

見 積 り 合 わ せ 通 知 書 受 領 票

件名			
事業者の名称			
代表者氏名			
電話番号			
電話対応日			
電話対応者			
受領年月日			
来 庁 者		受領印	
指定した理由			

注：見積り合わせ事業者1社又は1人ごとに作成すること。

様

建設工事等主管課長

見積り合わせ通知書

件名

上記工事等の見積り合わせを下記のとおり行います。

記

1 日 時

2 場 所

3 予定価格と最低制限価格

予定価格	千円
(消費税及び地方消費税を除く。)	
最低制限価格	千円
(消費税及び地方消費税を除く。)	

(注意事項)

1. 見積りのための貸与した図面及び仕様書は、見積合せの日までに必ず返却してください。
2. 見積書には消費税抜きの金額を記載してください。
3. 見積書には見積りの内訳を必ず書いてください。見積り金額のみの記入は見積書とはなりません。
4. 見積書・見積書封筒の宛名は、奈良市長とし、「見積書在中」と記入してください。
5. 見積り合わせ参加者が1社又は1人であるときは、見積り合わせは成立しないものとします。
6. 代理人をもって見積り合わせをする場合は、見積り合わせ前に委任状を提出してください。
7. 同一工事の見積り合わせに参加する別の事業者への委任及び代理人の重複は認めないものとします。

第3号様式

見積り合わせ調書

件 名		
契約の種類	随意契約	契約金額 円
決定事業者		

事 業 者 名	見積り合わせ金額 (円)	決定者 (レ印)

予定価格(消費税及び地方消費税を除く)	円
最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く)	円

年 月 日	事務執行者(建設工事等主管課長)	印
午前 時		
午後 時	事務従事者(担当係長)	印
課で執行		

※契約金額は上記見積り合わせ金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。